

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第45号

大和市指定下水道工事店規則の一部を改正する規則

大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第18条」に、「第20条—第22条」を「第19条—第21条」に改める。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 下水道排水設備工事責任技術者証（第13条第1項の規定に基づき市長が交付したものをいう。以下「責任技術者証」という。）の交付を受けた者のうちから、責任技術者を選任していること。ただし、神奈川県内における他の営業所と兼任することを妨げない。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 個人の場合は、住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し、経歴書並びに前条第4号ア及びオのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

第4条第1項第4号中「専属の責任技術者の」を「選任することとなる責任技術者との」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 選任することとなる責任技術者の責任技術者証の写し

第6条第2項第6号、第9号及び第12号並びに第9条第2項第6号中「専属の」を「選任した」に改める。

第12条第1項第2号中「住民票記載事項証明書又は住民票」を「住民票、在留カード又は特別永住者証明書」に改める。

第14条第1項及び第3項中「専属の」を「選任された」に改める。

第19条を削る。

第4章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

別表中「第21条」を「第20条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に大和市指定下水道工事店規則（平成10年大和市規則第53号。以下「改正前規則」という。）の規定により指定工事店として指定を受けている者及びその者に交付された指定工事店証は、この規則による改正後の大和市指定下水道工事店規則（以下「改正後規則」という。）の規定により指定を受け、及び交付されたものとみなす。
- 3 前項の規定によりみなされた指定工事店として指定を受けている者の指定の有効期間は、現に改正前規則の規定により受けた指定の有効期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則の規定により、指定工事店から専属の責任技術者とされたものは、改正後規則の規定により指定工事店に選任された責任技術者とみなす。
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行前に改正前規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。